

# 飲食ブース出店に関する注意事項

**下記の事項を確認の上、出店申込みをお願い致します。**

1. 申込時には必ず保健所による販売物に応じた営業許可証の写しを提出下さい
2. 移動販売車以外では現場調理(カレーライスの盛り付け等含む)は出来ません
3. 商品には表示(製造日時、消費期限または賞味期限、アレルギー食品等)をつけて販売して下さい
4. 取り扱う食品に適した方法で保管・保存して下さい
5. 生もの等の衛生上不適切であると主催者が判断した食品については販売を禁止します  
※例：刺身、すし、アルコール類等
6. 必要であれば給水・排水タンクを設置して下さい
7. 消火器を設置して下さい
8. 調理設備の周囲に可燃物(ダンボールや燃料等)を置かないで下さい  
※上 1m 以上、横 15 cm以上はなす
9. ガスボンベは直射日光を避け、転倒防止措置をとって下さい
10. 火気器具を設置する台は、不燃性又は不燃措置を施したものを使用して下さい
11. ボンベと火気使用場所は 2m 以上離して下さい※離れていない場合は、ボンベ周辺を不燃材料(金属板など)で遮へいする
12. 燃料の保管場所は【火気から離れている・通気が良い・出店者以外の者が触れる事がない】所でお願いします
13. 簡易型コンロを並べて使用しないで下さい
14. 発電機は火気を使用する器具から 2m 以上離して設置して下さい(消火器を設置すること)。  
※燃料補給の際は必ずエンジンを停止させ、換気良好な安全な場所で行う